

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条）

	伝染病の種類	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 （病源体が SARS コロナウイルスであるものに限る。） 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで 感染症予防新法により設置されるもので医師の指示を待つ
第 2 種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核	病状による伝染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで